

歯科麻酔指導医・歯科麻酔学指導施設制度に関わる申し合わせ事項

平成 21 年 10 月 8 日制定	平成 23 年 8 月 30 日改定	平成 24 年 8 月 28 日改定	平成 25 年 2 月 10 日改定	平成 25 年 8 月 28 日改定
平成 21 年 10 月 8 日施行	平成 23 年 8 月 30 日施行	平成 24 年 8 月 28 日施行	平成 25 年 2 月 10 日施行	平成 25 年 8 月 28 日施行
平成 26 年 5 月 14 日改定	平成 26 年 8 月 27 日改定	平成 27 年 10 月 30 日改定	平成 28 年 5 月 1 日改定	平成 28 年 8 月 22 日改定
平成 26 年 5 月 14 日施行	平成 26 年 8 月 27 日施行	平成 27 年 10 月 30 日施行	平成 28 年 5 月 1 日施行	平成 28 年 8 月 22 日施行
平成 29 年 1 月 21 日改定	平成 29 年 5 月 7 日改定	平成 30 年 5 月 6 日改定	平成 30 年 8 月 19 日改定	平成 31 年 1 月 14 日改定
平成 29 年 1 月 21 日施行	平成 29 年 5 月 7 日施行	平成 30 年 5 月 6 日施行	平成 30 年 8 月 19 日施行	平成 31 年 1 月 14 日施行
令和元年 7 月 11 日改定	令和元年 8 月 18 日改定	令和元年 10 月 25 日改定	令和 2 年 10 月 9 日改定	令和 2 年 12 月 2 日改定
令和元年 7 月 11 日施行	令和元年 8 月 18 日施行	令和元年 10 月 25 日施行	令和 2 年 10 月 9 日施行	令和 2 年 12 月 2 日施行
令和 4 年 5 月 12 日改定	令和 4 年 8 月 18 日改定	令和 5 年 1 月 26 日改定	令和 5 年 8 月 18 日改定	令和 5 年 10 月 6 日改定
令和 4 年 5 月 12 日施行	令和 4 年 8 月 18 日施行	令和 5 年 1 月 26 日施行	令和 5 年 8 月 18 日施行	令和 5 年 10 月 6 日施行
令和 6 年 1 月 8 日改定	令和 7 年 5 月 11 日改定	令和 7 年 10 月 10 日改定	令和 8 年 1 月 12 日改定	令和 8 年 5 月 24 日改定
令和 6 年 1 月 8 日施行	令和 7 年 5 月 11 日施行	令和 7 年 10 月 10 日施行	令和 8 年 1 月 12 日施行	令和 8 年 5 月 24 日施行

歯科麻酔指導医・歯科麻酔学指導施設について

歯科麻酔指導医・歯科麻酔学指導施設申請書類一式

1. 歯科麻酔指導医・歯科麻酔学指導施設認定申請について
 - 1-1) 歯科麻酔学指導施設認定申請書
 - 1-2) 歯科麻酔指導医履歴書
 - 1-3) 日本歯科麻酔学会歯科麻酔専門医認定証または一般社団法人日本専門医機構もしくは公益社団法人日本麻酔科学会が発行した麻酔科専門医認定証（写し）
 - 1-4) 申請施設に関する報告書
 - 1-5) 公益法人日本麻酔科学会の認定する麻酔科認定病院（以下「麻酔科認定病院」という）としている場合、その麻酔科認定病院の一覧表（2026 年 7 月 1 日以降に認定または更新される指導施設）

*申請書類作成上の注意事項

- * 1. 歯科麻酔学指導施設認定申請書について
 - 1) 「申請施設名」には施設名とあわせて診療科名も記載する。
 - 2) 歯科麻酔指導医名は申請者名を記載する。
 - 3) 機関責任者は病院長もしくは当該施設の長とする。
- * 2. 歯科麻酔指導医履歴書について
 - 1) 記入欄が不足する場合は、必要部数をコピーして使用する。
 - 2) 申請までの 5 年間で、麻酔関連論文 3 編以上必要である。但し、内 1 編は日本歯科麻酔学会

雑誌、Anesthesia Progress、または Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine 掲載論文である必要があり、また内 1 編は筆頭論文である必要がある。

- 3) 麻酔関連学会大会での発表が 3 題以上必要である。但し、内 1 編は日本歯科麻酔学会学会集会での筆頭発表である必要がある。
- 4) 申請までの 5 年間で、指導症例と担当症例あわせて 500 症例以上の全身管理症例の経験がある。
- 5) 症例について管理方法が重複する場合は、主たる管理方法でカウントする。
- 6) 歯学部学生・歯科研修医に対する 100 時間以上の歯科麻酔学に関する講義および実習経験があること。
- 7) 3 名以上の認定医あるいは歯科麻酔専門医資格の取得に関わる指導・教育経験を有していること

2. 日本歯科麻酔学会歯科麻酔専門医認定証または一般社団法人日本専門医機構もしくは公益社団法人日本麻酔科学会が発行した麻酔科専門医認定証について

- 2-1) 「申請施設に関する報告書（その 1）」：申請時点から遡って過去 5 年間に 5 編以上の歯科麻酔学に関連した学術論文が必要である。但し、内 2 編以上は日本歯科麻酔学会雑誌もしくは Anesthesia Progress 掲載論文である必要がある。また、業績は、施設所属者のものに限る。
- 2-2) 「申請施設に関する報告書（その 2-1）」：薬品名は、日本語で記入すること。英語表記ならびに英語での省略表記は認めない。
- 2-3) 「申請施設に関する報告書（その 2-2）」：救急蘇生の研修が定期的かつ継続的に実施され、リスクマネジメントシステムが構築されていること。

3. 連携している麻酔科認定病院の一覧表について（2026 年 7 月 1 日以降に認定される施設）

- 3-1) 連携している麻酔科認定病院、住所、代表麻酔科専門医を記載すること
- 3-2) 2026 年 7 月 1 日以降は、麻酔科認定病院の一覧表の提出をもって当該歯科麻酔学指導施設と記載の麻酔科認定病院との連携を認める。
- 3-3) 連携している麻酔科認定病院の一覧表に変更があった場合は、随時提出すること。

4. 歯科麻酔指導医・歯科麻酔学指導施設更新申請について

- 4-1) 歯科麻酔学指導施設更新申請書
- 4-2) 歯科麻酔指導医履歴書
- 4-3) 日本歯科麻酔学会歯科麻酔専門医認定証または一般社団法人日本専門医機構もしくは公益社団法人日本麻酔科学会が発行した麻酔科専門医認定証（写し）
- 4-4) 申請施設に関する報告書
- 4-5) 公益法人日本麻酔科学会の認定する麻酔科認定病院（以下「麻酔科認定病院」という）と連携している場合、その麻酔科認定病院の一覧表（2026 年 7 月 1 日以降に更新される施設）

* 申請書類作成上の注意事項

- * 1. 歯科麻酔学指導施設更新申請書について

- 1) 「申請施設名」には施設名とあわせて診療科名も記載する。
- 2) 歯科麻酔指導医名は申請者名を記載する。
- 3) 機関責任者は病院長もしくは当該施設の長とする。

*** 2. 歯科麻酔指導医履歴書について**

- 1) 記入欄が不足する場合は、必要部数をコピーして使用する。
- 2) 申請までの5年間で、日本歯科麻酔学会雑誌、Anesthesia Progress、または Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine 掲載論文があること。
- 3) 申請までの5年間で、麻酔関連学会大会での発表があること。
- 4) 申請までの5年間で、指導症例と担当症例あわせて500症例以上の全身管理症例の経験があること。
- 5) 症例について管理方法が重複する場合は、主たる管理方法でカウントする。
- 6) 申請までの5年間で、歯学部学生・歯科研修医に対して、歯科麻酔学に関する講義および実習経験があること。
- 7) 申請までの5年間で、認定医あるいは歯科麻酔専門医資格の取得に関わる指導・教育経験を有していること。

*** 歯科麻酔指導医の交代時の注意事項**

- 1) 定年等で、あらかじめ当該の歯科麻酔学指導施設を辞することが明らかな場合、事前に専門医審査委員会に報告するとともに、歯科麻酔学指導施設資格を継続するための後任者の申請を行う必要がある。
- 2) 施設の更新時以外の歯科麻酔指導医交代の場合には、歯科麻酔学指導施設認定申請書、歯科麻酔指導医履歴書ならびに日本歯科麻酔学会歯科麻酔専門医認定証もしくは公益社団法人日本麻酔科学会麻酔科専門医認定証の写しを提出するものとする。但し、歯科医育機関に属する大学病院等で歯科麻酔科またはそれに相当する診療部門に所属する指導医については、歯科麻酔指導医履歴書の内、「その5」から「その7」については免除される。